

具体的な都市計画決定・変更につながるまちづくり実施方針への展開にあたっては、都市計画において具体化できる事項を対象とします。  
それ以外の手法での実施が必要である事項については、実施方針の検討と並行して別途取り組んでいきます。



第1回～第3回の地域懇談会で検討する範囲

第1回

まちづくりの方向性（たたき台）について懇談します。

第2回

方向性を具現化する都市計画手法について懇談します。

第3回

第2回の議論をまとめ実施方針の内容について懇談・確認します。